

需要家としての自治体と再生可能エネルギー

増原直樹 [ますはらなおき]

総合地球環境学研究所プロジェクト研究員

自治体は、購入する電力をどのように選択しているのか、その現状を把握するとともに、工夫をこらした電力調達をおこなっている事例を紹介し、自治体の電力購入のあり方について、今後の方向性を探る。

1 はじめに

(1) 自治体向け電力の市場規模

本稿執筆時において入手可能な最新版である2012（平成24）年度「エネルギー消費統計調査」によれば、自治体（地方公務）にかかわる電力需給の実態は図1のようになっている。本稿の主題の一つである再生可能エネルギー（以下、再エネと略）に着目すると、自治体が消費及び販売する電力（図1の右側）の合計量 $3,261 \times 10^6$ kWh (10^6 kWh = 100万kWh) に対して、再エネ由来の電力量は 16×10^6 kWh であり、その割合は0.5%に過ぎない。ただし、自治体の自家発電 (34×10^6 kWh) の中でみれば、その割合は50%近くに達しており、再エネ導入に努力していると評価できる。参考として、国家公務では自家発電 207×10^6 kWh のうち再エネが 179×10^6 kWh と86%を占めている。

各自治体における電力購入価格はまちまち

であることから、図1の購入量 ($3,227 \times 10^6$ kWh) に全国の電灯電力平均単価¹⁾ (17.95円/kWh) を乗ずることで、自治体向け電力のいわゆる市場規模を試算してみると、579億2465万円となる。この約580億円が自治体財政全体²⁾に占める割合は0.06%となっている。また、電力市場全体に比較すると、自治体が購入する割合は0.4%となっている。

(2) 自治体の電力購入選択の重要性

自治体が需要家として電力市場に占める割合が0.4%だからといって、その重要性は決して小さくないと考えられる。その理由は大きく3つある。

第一に、自治体が電力を購入する財源のほとんどは国民住民の税金であることから、その用途に対しては、できる限り納税者の意思が反映されることが望ましいからである。この意思決定はもちろん、原則的には議会にお

いてなされる。第二に、各自治体がどの程度の量の電力をどのような基準で購入したかという結果は公開されるものであり、それらが直接・間接的に市民や事業者の電力選択行動に与える影響は無視できないと考えられる。第三に、自治体は事業者 비해、近隣や性格の類似する他自治体の取組みを相互参照する傾向が強く、優れた取組みが普及・波及する効果が見込まれる³⁾からである。

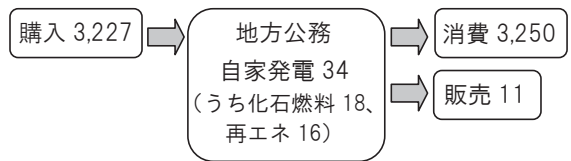
上記の背景を踏まえ、本稿では主に電力の需要家としての自治体が、①どのように購入電力を選択しているかについての現状を把握し、②電力購入に工夫をこらすいくつかの事例を紹介し、③今後、再エネを含む電力をどのように購入していくべきかの方向性を順に論じていく。

2 自治体における 購入電力選択の現状と課題

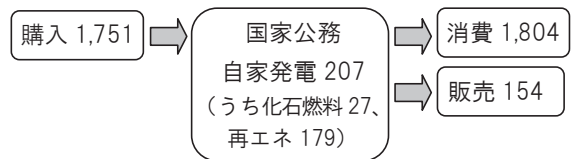
(1) 環境配慮契約法の規定

環境配慮契約法は、正式名称を「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」といい、2007（平成19）年5月23日に公布、同年11月22日から施行されている。同法基本方針等によれば、同法のねらいは、国や地方公共団体等の公共機関が様々な契約を結ぶ場合に、一定の競争性を確保しつつ、価格だけでなく環境性能を含めて評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とするしくみをつくることをもって、国等による環境負荷（温室効果ガス等排出）の削減や環境負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざすものである。

図1 エネルギー消費統計からみた自治体の電力需給
(単位：10⁶kWh)



参考：国家公務の電力需給 (単位：10⁶kWh)



地方自治体の責務としては、同法第4条において、需要家として省エネ努力をするとともに、環境配慮契約の推進が求められている。環境配慮契約の推進とは、同法第11条に基づき、環境配慮契約の推進に関する方針を作成すること（第1項）、契約方針には、環境配慮契約の種類について定めること（第2項）、契約方針に基づく必要な措置をとること（第3項）、環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表すること（第4項）を示している。

対象となる契約には、国や自治体等が電気の供給を受ける契約が6種類のうちの1種類として位置づけられている⁴⁾。電気供給を受ける契約の環境配慮契約法上の要請としては、電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組み状況により評価する「裾切り方式」を採用することが求められている。電気供給に関して、最低価格落札方式をとる場合であっても、入札参加資格を制限することで環境配慮契約を担保しようとする制度である。そこでは原則として、複数の電気事業者の参入が可能な裾切り基準を定め、

その基準は地域ごとに設定し、毎年度見直しを検討することが定められている。

(2) 自治体における環境配慮契約導入の状況

自治体の現場において、上記のような環境配慮契約の実践を促すため、環境省は「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」を公表している（2014〔平成26〕年2月改訂）。こうした支援策と並行して、同省では、すべての自治体を対象としたアンケート調査を2008（平成20）年度から毎年実施している。アンケートの項目としては、環境配慮契約法の理解度、環境配慮契約の進展度合い、契約方針の策定状況、契約類型ごとの環境配慮契約への取組み状況・契約内容・課題、環境配慮契約に当たっての阻害要因・参考情報・国の施策、環境配慮契約全般に関する意見・要望が含まれている。

最新の調査結果（2013〔平成25〕年度、回答率79.8%）によれば、電気の供給を受ける契約に関して環境配慮契約方針を策定している自治体（策定済・策定予定）は、都道府県・政令市で18団体、市区では34団体、町村に至っては4団体にとどまっている。さらに、電気の供給を受ける契約の取組み範囲については、全庁的に取り組んでいるのは回答した自治体全体に対して3%であり、約40自治体と計算される。また、一部機関（本庁等）で取り組んでいると回答したのは同じく4.8%であり、70自治体弱である。これらの何らかの取組みをおこなっている自治体は具体策として、大半が同マニュアルに沿って、地域ごとの二酸化炭素排出係数や未利用エネルギーの活用状況、新エネルギーの導入状況を「裾切り基準」に採用している（いずれも7割以上が採用）。

同マニュアルによれば、裾切りとは、最低価格落札方式において入札参加資格を制限することで環境配慮を導入する方式のことである。具体的には、国等の事例として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況（いずれも前年度実績）を基本として配点表を作成し、さらに、グリーン電力証書の譲渡予定量や需要家への情報提供の評価を加えてもよいとされている。この他、自治体によっては、環境マネジメントシステムの導入状況、省エネルギーの働きかけの状況、環境報告書の発行状況、地域の環境教育への貢献、地域の森林の機能増進活動への参加状況、緑化推進事業への参加状況を加える場合もある。サンプルとして、大阪府および大阪市における裾切りのための評価項目表を表1にまとめた。

さらに、大阪府・市では、加点項目として、環境報告書の発行状況（発行している場合5点）、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み（取り組んでいる場合5点）、グリーン電力証書の購入状況（府のみ：購入実績があれば5点）、大阪府域の森林の機能増進活動への参加状況（府のみ：アドプトフォレスト制度への参加5点）、府が推進する緑化推進事業への参加状況（府のみ：企業による森作りへの参加5点）、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（市のみ：予定使用電力量に対して1.0%＝10点、同じく0.5%＝5点）が示されている。

(3) 電力購入における環境配慮契約の課題

前述のアンケート調査結果に戻ると、このような電気の供給を受ける際の環境配慮契約について阻害要因を聞いた設問では、回答が多かった順に、A. 電力の安定供給に懸念が

ある(34.4%)、B.二酸化炭素排出係数の評価項目、配点基準設定が難しい(30.7%)、C.環境配慮契約の制度自体を理解できていない(29.2%)、D.調達価格の上昇が懸念される(22.5%)、E.二酸化炭素排出係数などの情報の取得に手間がかかる(17.5%)、F.裾切り方式の方法がわからない(13.2%)、G.入札公告をおこなっても、新電力の入札参加がない(9.6%)、H.随意契約の条件が良く入札への切替メリットがない(8.1%)となっており、その他は8.7%、「障がいは特にない」が10.6%であった。

注意すべき点は、A~Hの阻害要因8つのうち、電力契約に特有な要因はA、D、G、Hの4つであり、中には自治体担当者の誤解や杞憂が含まれている可能性さえあるということ

ことである。というのも、例えば、電力購入契約に競争入札を導入した複数の自治体はコスト削減効果を掲げているからである。残りのB、C、E、Fは電力契約というよりも、環境配慮契約そのものや手続きに関する阻害要因であり、そうした事務的な要因が解決されれば、電力購入に関して環境配慮契約が進展する余地は大いに残されている。

ところで、環境配慮契約法第11条第4項に規定された環境配慮契約の締結実績の概要取りまとめと公表に関して、前述の大阪府や大阪市、環境省が作成する環境配慮契約法の概要パンフレットで「先進事例」として紹介されている川崎市や春日部市の状況を公式ホームページ上で確認したところ、以下のように、評価できる点と改善すべき点が明らかに

表1 大阪府および大阪市の配点表(基本項目)

項目	数値等	配点
1 kWhあたりの全電源平均二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.400未満	70
	0.400以上0.425未満	65
	0.425以上0.450未満	60
	0.450以上0.475未満	55
	0.475以上0.500未満	50
	0.500以上0.525未満	45
	0.525以上0.550未満	40
	0.550以上0.575未満	35
	0.575以上0.600未満	30
	0.600以上0.625未満	25
	0.625以上0.650未満	20
0.650以上	15	
未利用エネルギー活用状況	活用	10
	未活用	0
再生可能エネルギー導入状況 (大阪府は右列のうち、3.00%の箇所を1.50%、1.50%を0.75%と読み替え)	3.00%以上	15
	1.50%以上3.00%未満	10
	0%超1.50%未満	5
	未活用	0
環境マネジメントシステムの導入状況	全社あるいは一部で取得	5
	未取得	0

なった。

情報公開の観点から評価できる取組みとして、①落札業者名や契約額が契約施設別に公開されている点(大阪市、川崎市、春日部市)、②個別電気事業者の環境配慮上のランクが公開されている点(川崎市)、③従来の契約形態と比較して、コスト削減効果が明記されている点(春日部市)などがあげられる。

一方、改善すべきところとしては、①契約方針と実績のページが異なっていて実績の確認がしづらい点、②電気事業者各社の二酸化炭素排出係数などの環境配慮項目が明示されていない点があった。さらに、③最終的に各施設で使用する電力のうち再生可能エネルギーはどのくらいの割合で含まれているのかと

いう点はまったく不明であった。この要因の一つとして、環境省が作成したマニュアルが、契約方針を策定し具体的な評価項目を詳細に示したところで力尽きてしまっており、実績の取りまとめやその公開の重要性、公開すべき項目などが推奨されていないことがあげられる。

今後、契約実績の公開状況に関する全数調査が必要であり、本稿では限られた範囲での調査にとどまっているという限界はあるものの、国民住民の税金を使用した結果をわかりやすく公開するという観点が各自治体において抜け落ちてしまっている可能性が指摘できる。

(4) 自治体の電力購入に関する現状のまとめ

① 自治体が供給を受ける電力の購入契約については、環境配慮契約法の対象となっており、自治体の責務としては、需要家として省エネ努力をするとともに、環境配慮契約の推進が求められている（同法第4条）。そこで、環境省が推奨する裾切り方式などを適用し、競争入札資格に関して環境配慮面から一定の制限が課されることが許容される。

② この責務にもかかわらず、電気の供給を受ける契約については、全庁的に環境配慮契約に取り組んでいるのは回答自治体全体の3%であり、約40自治体。また、一部機関で取り組んでいるのは同じく4.8%であり、70自治体弱と推定される。

③ こうした取組みの阻害要因として、電力契約に特有な要因と環境配慮契約そのものや手続きに関する要因の大きく2種類が存在しているが、前者には自治体担当者の誤解や杞憂が含まれている可能性がある。また、後者の事務的な要因が解決されれば、電力購入に

関して環境配慮契約がさらに進展する余地が残されている。

④ 同法第11条第4項に規定された環境配慮契約の締結実績の概要取りまとめと公表という点では、不十分な事例が散見された。この点については、環境省マニュアル等のさらなる改善が期待される。

3 自治体における購入電力選択の事例

(1) 電力調達における工夫～東京都豊島区～

東京都豊島区における電力関連の取組みは、①区施設への再生可能エネルギーの導入と②区内の家庭等が設置する太陽光発電設備への助成事業、③区施設における新電力（特定規模電気事業者⁵⁾）の活用、の3つに大別される。

①区施設への再生可能エネルギー導入については、2004（平成16）年度の南池袋小学校及び豊島清掃事務所への太陽光発電の設置を皮切りとして、2012（平成24）年度までに計12施設において計188kWの太陽光発電設備が導入されている。

②太陽光発電設備への助成実績については、2008（平成20）年度から2012（平成24）年度の5年間にかけて、累計で469件、設備容量（出力）1,776kWに達している。

③区施設における新電力の活用は2010（平成22）年度から開始され、2010年度当初は5つの小中学校への電力供給に関して新電力の一つである東京エコサービス株式会社と契約した。同社は2006（平成18）年に、清掃工場のより効率的な運営と効果的な余剰電力の販売を目的に、東京23区清掃一部事務組合と東京ガス株式会社の共同出資により設立された企業であり、同社の供給する電力の

二酸化炭素排出係数は57 g-CO₂/kWh（2010〔平成22〕年度実績）と、東京電力の係数375 g-CO₂/kWh（同年度実績）に比較して約7分の1となっている。東京エコサービスは、2014（平成26）年度には、都内の5つの清掃工場における運転管理等業務を同事務組合より受託し、また、別の5つの清掃工場で発生する余剰電力を新電力へ販売する卸売業と4清掃工場の余剰電力と東京ガスからの電力を、23区内の小中学校等366件へ販売する小売業を担っている。豊島区はこの小売部門のサービスを導入していることになる。

豊島区における新電力の活用施設は、開始翌年の2011（平成23）年度には7つの小中学校へ拡大され、さらに2012（平成24）年度には東京エコサービスと電力供給契約を締結する8校に加え、出光グリーンパワー株式会社と電力供給契約を結ぶ21校・34施設の合計63箇所へ増大している。これら63箇所で使用される電力は2012年度実績で11×10⁶kWhにのぼっている。出光グリーンパワーは、環境に配慮した電力の調達と提供を目的とした、出光興産株式会社100%出資の新電力であったが、さらに2013（平成25）年度から、豊島区の契約は同系列のプレミアムグリーンパワーへ移行された。プレミアムグリーンパワーの排出係数は21 g-CO₂/kWh（2013年度実績）と東京電力の係数530 g-CO₂/kWh（同年度実績）のおよそ4%にとどまっている。

2012（平成24）年3月7日の区長会見資料によれば、こうした新電力の活用は、原発依存からの脱却、東京電力の値上げ問題に起因するPPS導入（入札）の動き拡大、コスト削減の視点が先行している当時の現状を踏まえ、電力需給のあり方について根本的な見

直しを意図して拡大された取組みである。ポイントとしては、豊島区の「環境配慮ガイドライン」及び、「電力の調達に係る環境配慮方針」に基づきつつも、入札方式をとらず、随意契約方式を採用していることがあげられる。

（2）自治体主導のPPS設立～群馬県中之条町～⁶⁾

① 群馬県中之条町の概況

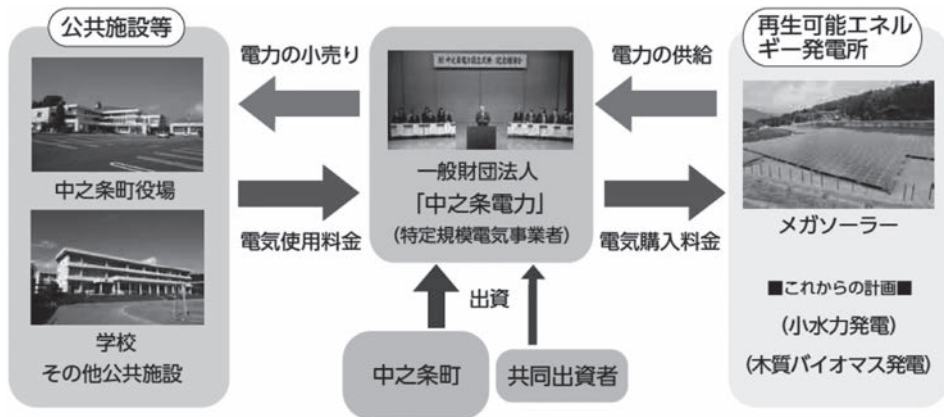
中之条町は、群馬県北西部に位置し、新潟県と長野県に接している。人口は約1万8,000人で、町の面積は約440平方キロ、森林が8割以上を占めている。そのため、農林業がかつての主力産業であったが、近年は鳥獣被害が進んでいる。また、町内の標高が最低で300m～最高で2,300mと差が大きいことが特徴となっている。このような自然環境豊かな町で、2011（平成23）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を契機として、再エネへの関心が高まってきた。

まず同町の取組みの特徴の一つは、議会と町行政がまさに「車の両輪」のごとく再エネの推進に向かっていることであろう。町では、2013（平成25）年度からエネルギー対策室を設置、行政として本格的に再エネ推進に取り組んでいく体制が整った。同じく2013年の6月には、町議会において「再生可能エネルギーのまち中之条」宣言が採択された。それから間を空けず、同じ6月に再生可能エネルギー推進条例も制定されている。このような、再エネに関する宣言・条例・専門組織が揃ったことで、町全体をあげて再エネの導入検討を進める体制づくりがなされたと評価できる。

② 再エネ推進の現状

条例制定後、最初に稼働したのは「バイテ

図2 中之条町が取組むエネルギー地産地消のしくみ



出典：「広報なかのじょう」

ック中之条太陽光発電所」である。面積1.5ヘクタールの町有地（キャンプ場跡地）を民間企業に貸出し、1,000 kWのメガソーラーにおいて2013（平成25）年9月より売電が開始されている。次に、同年10月から「沢渡温泉第1太陽光発電所」が国有林内で稼働、この2,000 kWの発電所の敷地は4ヘクタールであるが、町がリースする方式で確保されている。また、最後に同年12月より「沢渡温泉第2太陽光発電所」が稼働、同じく2,000 kWの発電所の敷地は民有地4.4ヘクタールであり、町がリースする方式で確保されている。当初は、東京電力に売電の予定であったが、いわゆる新電力（特定規模電気事業者、PPS）に売電したほうが高く売れるのではないかという議論を経て、最終的には町が主導して、新電力を設立することになった。

この新電力は「一般財団法人 中之条電力」という名称で、2013（平成25）年8月に設立されている。出資金総額は300万円で、このうち中之条町が6割、株式会社V-Power（既存の新電力）が4割を出資している。法

人の目的は「電力の地産地消の取組みを通じて、地域活性化に寄与すること」となっている。一般財団法人という法人格を採用したことについて、担当者は、利益配当をおこなわない点が中之条電力にふさわしいと説明している。この法人は、2014（平成26）年9月より、町の公共施設約30箇所へ電力の供給を開始しており、これら約30施設の年間電力消費量は約400万kWhに達している。

一方、前述の3つのメガソーラー発電所の発電量は年間約600万kWhと見込まれるものの、季節間の変動、日照時間や気象に伴う変動があり、いわゆる「30分間同時同量」の要請を満たすため、不足分の電力調達と余剰電力の売電がおこなわれている。中之条電力では、このようなバランス業務は外注されており、結果として常勤（直接雇用）職員はゼロで、4名の評議員及び4名の理事で構成される役員体制のもと、町職員（法人理事を兼任）が本務の合間に所要の事務を担う体制となっている。

次に、中之条電力が主体となって、小水力発電が2015（平成27）年4月に着工予定で

ある。この小水力発電は、美野原用水幹線水路に予定されており、70 m 弱の落差がある既存の農業用水を活用して設置される計画である。この発電の最大出力は約 140 kW で、工費は 2 億 5000 万円程度を予定している。

さらに、木質バイオマス発電についても、環境省の補助（地域特性を考慮した再生可能エネルギー事業形成推進モデル事業）を得て検討が進んでいる。

③ 課題と今後の方向性

前述の通り、ある程度の予測が可能とはいえ太陽光発電は発電量が変動する電源であるため、比較的安定した発電量が見込める電源の確保が、中之条電力にとっては課題である。そのため、小水力発電とバイオマス発電についての期待は大きい。

中之条町には、豊かな森林、そこで育まれる水が存在しており、小水力発電の有力な候補地も複数あるようである。また、昭和 30 年代から群馬県企業局が水力発電の開発を進めており、現在そこで発電された電力は東京電力に売却されている。将来的には、中之条町内で発電した県の電力も中之条電力に売却され、小水力発電を基礎的な電源として、さらにバイオマス発電や太陽光が加われば、エネルギーの自給自足が視野に入ってくる。

電力の自給自足、地産地消にはいくつかの段階があると考えられるが、究極的な地産地消は、町内で消費する電力量の 100% 以上を町内から調達することに加えて、町域の電圧コントロールまで含めることも想定される。そうなると、町内の送配電網を、例えば中之条電力が保有（東京電力から購入）することが必要となる。どの程度のタイムスパンで、中之条町における電力の自給自足、地産地消が実現していくのか、今後の中之条電力の事

業展開に注目したい。

なお、各種報道によれば、自治体が主導する新電力は、大阪府泉佐野市や福岡県みやま市、山形県にも波及⁷⁾しており、今後も全国に広まっていくことが予想される。

(3) 自治体が担う配電事業～鹿児島県屋久島町～⁸⁾

① 鹿児島県屋久島町の概要

屋久島町は鹿児島県の島しょ部に含まれ、鹿児島市から南へ約 135 km、九州本土から約 60 km 離れた海上に位置している。人口は約 1 万 3,000 人であり、主要産業は世界遺産ブランドを前面に出した観光業、屋久杉や炭化ケイ素等を原料とする各種製造業である。

屋久島では、「月に 35 日雨が降る」と言われるほど、四季を通じて大量の降雨があり、山間部の降水は年間 10,000 mm という驚異的な量に達する。島全体が九州一高い宮之浦岳とほぼ一体化しており、その急峻な地形と降雨が、水力発電に対して豊富な水量と高落差という好条件を与えている。そのため、「電源の島」として戦前から注目され、各種の調査や電源開発が行われてきた。極端な渇水がなければ、屋久島で使われる電力のほぼ 100% が水力発電で賄われている「水力発電 100% の島」でもある。

現在主力となっている水力発電所は 3 つあり、すべて屋久島電工という民間企業が管理をおこなっている。1953（昭和 28）年から稼働している千尋せんびろのたき滝発電所は、後に続く他の発電所工事に電力を供給する目的で設置された出力 1,300 kW の発電所である。その後、1960（昭和 35）年からは尾立ダムからの導水あんぼうを利用した安房川第一発電所（出力

32,300 kW) が稼働し、さらに、第一発電所からの放水を再度発電に利用する安房川第二発電所(出力 34,000 kW) が 1979 (昭和 54) 年から稼働している。

② 4 種類の配電主体が共存

これらの水力発電で生み出される電力のうち 4 分の 3 は屋久島電工の炭化ケイ素等の工場で自家消費されている一方、残りの約 25 % は島内の家庭や事業所で使われている。これらの家庭や事業所において消費される電力については、様々な歴史的経緯があった結果、4 つの主体によって配電網が所有されている。

一つは、一般電力事業者である九州電力だが、同社が島内で配電を担当しているのは約 800 世帯に過ぎない。島の北部・宮之浦などの集落に配電を担っているのは旧上屋久町名義の電気施設協同組合である。現在は、屋久島町電気課がその事務を代行している。さらに、島の東側、発電所の下流に当たる安房地区では、地区が独自に設置した電気利用組合が配電網の管理、電力料金の徴収等をおこなっている。これは自治会の延長線上にあるような組織であり、法律上は「みなし法人」となっている。また、島の南部、旧屋久町にあたるエリアでは、種子屋久農協が配電事業を担っている。

島の人口約 1 万 3,000 人に対して、九州電力の営業範囲はわずかであることも驚きだが、その他に町 (行政主体)、集落 (みなし法人)、農協 (協同組合) という異なる 3 タイプの配電主体が存在するのも、全国的にはこの島だけといってよいだろう。

③ 屋久島町による配電事業の特徴

全タイプの配電主体の特徴を詳しく紹介する余裕がないので、町による配電事業の特徴

のみ紹介したい。現在、屋久島町電気課が配電を担当しているのは、合併前の旧上屋久町区域のうち、九州電力配電地域を除く約 2,500 世帯である。電力供給量は最大 9,300 kW となっている。屋久島町電気課は 6 人体制で日常の業務を担当しており、配電設備に異常があった場合の対処は民間企業に委託されているほか、毎月の検針作業も個人へ委託されている。町の電気事業特別会計の収入は約 7 億円であるのに対し、支出は約 6 億 2000 万円で、結果として収益が年間 7900 万円に達している。この収益は、将来の設備改修等の投資に備えるため、全額積立てられており、収益の一般会計への繰入は現在のところされていない。

課題として、町行政が配電事業を担っている一方で、配電区域すなわち収益の源泉となっている地域が全町ではないため、収益の全島的、全町的な還元が困難であることがあげられる。つまり、配電事業の収益を町の配電区域外へ還元すれば、町へ電気料金を支払っている町民が不公平に扱われていることになるし、かと言って、全島的なバランス感覚⁹⁾から町の配電事業のみを大きく値下げすることも困難である。したがって、現時点での収益還元策は、配電対象区域の街灯や防犯灯を無料化するとどまっている。

4 自治体における 購入電力選択の今後の方向

周知の通り、日本では発送電分離と電力小売事業の完全自由化を柱とする電力システム改革が進行中である。このような状況下で、自治体が購入する電力に関して、どのような取組みが必要であろうか。私見として、次の

3点を提案したい。

第一に、自治体庁舎等における電力消費は、まず省エネを徹底することが大原則であり、その上で、環境配慮契約法等に基づいた電力購入が浸透していくこと（取組みの広がりやマニュアルの改善）が基本である。

第二に、メガソーラーや区域内の再生可能エネルギー由来の電力をとりまとめて、自治体庁舎や地域の事業者等に対して電力供給する新電力を自治体主導で立ち上げていく取組み（中之条モデル）が中級編として位置づけられる。

第三に、一定の条件が整った場合に限られるかもしれないが、特定の区域内で配電を担う公共サービス（屋久島モデル）が上級編として位置づけられる。

上記3点に共通していることは、それぞれの自治体もつ地域特性に応じて、無理なく、かつ無駄を生じさせない省エネ対策をとったうえで、自治体庁舎や地域全体の家庭・事業所が必要とするエネルギーについて、地域に存在する再生可能エネルギーや自治体の環境政策に適合したエネルギー源を優先的に導入するという方向性である。エネルギーのうち電力については¹⁰⁾、新電力や配電事業を自治体が主導することも既に選択肢として浮かび上がっており、今後さらなる実践の積み重ねが望まれる。

注

- 1) 電気事業連合会「電力統計情報」参照。
- 2) 総務省『平成26年版 地方財政白書』参照。
- 3) 例えば、伊藤修一郎『自治体政策過程の動態』（慶應義塾大学出版会、2002年）などを参照。
- 4) 他の対象契約として、自動車の購入・賃貸借契約、船舶調達契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）契約、建築物に関する契約、産業廃棄物処理契約の5種が定められている。
- 5) 新電力は、契約電力が50kW以上の需要に応じて、一般電気事業者が保有する送配電網を利用して電力供給をおこなう事業者である。経済産業省・資源エネルギー庁資料の他、田中充・白井信雄・馬場健司・編著『暮らしに生かす再生可能エネルギー入門』（家の光協会、2014年）を参照。
- 6) 本節の記述は中之条町HPに掲載の情報の他、2015（平成27）年2月27日に開催された「環境首都創造セミナー」（会場：龍谷大学深草キャンパス）における中之条町エネルギー対策課・山本政雄氏の講演を参考にした。
- 7) 新電力（特定規模電気事業者）の一覧は、下記の資源エネルギー庁のWEBで参照可能。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/operators_list/
- 8) 本節の記述は、2014（平成26）年3月13～14日にかけて実施した屋久島電工、安房電気利用組合、種子屋久農協、及び屋久島町電気課へのヒアリング調査の結果に基づいている。
- 9) ちなみに、九州電力以外の3配電主体（町、集落、農協）は連絡協議会を設けており、屋久島電工との電気料金交渉などに際しては、3者で方針を一致させて臨んでいる。
- 10) 本稿では、データや字数の都合上、エネルギーのうち熱利用について触れることができなかった。また、機会を改めて課題を提起することができれば幸いである。